

利用上の注意

・調査の概要

1．調査の目的

企業活動基本調査は企業の実態を明らかにし、企業に関する各種施策の企画及び実施の基礎資料を得ることを目的とする。

2．調査の根拠

企業活動基本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づき総務大臣が指定してその旨を告示した指定統計調査第118号であり、経済産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）に基づき実施するものである。

3．調査の期間・期日

平成12年度及び平成12年度末の実績について、平成13年6月1日現在で調査を実施した。

4．調査の対象及び範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類D - 鉱業、F - 製造業、G - 電気・ガス・熱供給・水道業（中分類37 - 熱供給業及び中分類38 - 水道業を除く）、I - 卸売・小売業、飲食店（中分類61 - その他の飲食店を除く）、J - 金融・保険業のうち、小分類663クレジットカード業、割賦金融業及びL - サービス業（写真現像・焼付業、冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を除く）、ゴルフ場、遊園地（テーマパークを含む）、機械修理業、物品賃貸業（リース業）、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、エンジニアリング業、個人教授所（カルチャーセンター、フィットネスクラブ、外国語会話教室））に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金（又は出資金）3000万円以上の会社（合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社）を対象とした。

平成13年調査（12年度実績）から下表の業種が調査対象に加わった。

電気・ガス・熱供給・水道業
電気業
ガス業
金融業
貸金業、投資業等非預金信用機関
クレジットカード業・割賦金融業
サービス業
その他の生活関連サービス業
写真現像 焼付業 (DPE取次業を含む)
冠婚葬祭業 (冠婚葬祭互助会を除く)
娯楽業 (映画・ビデオ制作業を除く)
ゴルフ場
遊園地、テーマパーク
機械・家具等修理業
機械修理業

サービス業(つづき)
物品賃貸業(リース業)
各種物品賃貸業
産業用機械器具賃貸業
事務用機械器具賃貸業
自動車賃貸業
スポーツ・娯楽用品賃貸業
その他の物品賃貸業
映画・ビデオ制作業
映画・ビデオ制作業
情報サービス 調査業
ソフトウェア業
情報処理 提供サービス業
広告業
広告代理業
専門サービス業
エンジニアリング業
個人教授所
カルチャーセンター (総合的なもの)
フィットネスクラブ
外国語会話教室

・統計表の作成及び利用上の注意

1．企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は事業所について適用する日本標準産業分類を準用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物金属材料卸売業、機械器具卸売業などに、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する 鉱産品の販売、製造品の販売、製造品の加工賃収入、他の企業から商品を仕入れて販売する 卸売・小売の売上、飲食店売上、電気・ガス事業収入、クレジットカード業・割賦金融業の事業収入、サービス事業収入、～ 以外の その他の事業収入に分けて、本調査の分類ごとに詳細に調べており、これらを ～ ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売・飲食店、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、サービス業、その他産業）を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目（事業収入）で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業、電気・ガス企業、クレジットカード業・割賦金融企業、サービス企業を比較する場合には、企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、製造業、卸売業、小売業、業という。なお、カルチャーセンター、フィットネスクラブ及び外国語会話教室を総称して個人教授所という用語（あるいはこの略称）を用いている。

2．数値

- (1) 企業数、事業所数、常時従業者数は平成12年度末の数値であり、売上高等は平成12年度1年間の実績である。
- (2) 概況及び統計表の合計は、商鉱工業（鉱業、製造業、卸売業、小売業、飲食店の合計）、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業及びサービス業（*）の合計。サービス業（*）は写真現像・焼付業、冠婚葬祭業（互助会を除く）、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業（リース業）、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、エンジニアリング業、個人教授所の合計である。
- (3) 研究開発費及び外注費の1企業あたりの数値については、記入のあった企業数で算出した。また、1企業あたりの子会社保有数は子会社を保有する企業数で、国内・海外別の1企業あたり子会社保有数についても、国内・海外子会社を保有する企業数でそれぞれ算出した。

- (4) 「企業収益の状況」で使用している計算式は以下のとおりである。

売上高営業利益率 = 営業利益 ÷ 売上高 × 100

売上高経常利益率 = 経常利益 ÷ 売上高 × 100

自己資本 = 資本金 + 法定準備金 + 剰余金

自己資本比率 = 自己資本 ÷ 総資本 (総資産) × 100

自己資本当期利益率 = 税引後当期利益 ÷ 自己資本 × 100

付加価値額 = 営業利益 + 給与総額 + 租税公課 + 減価償却費 + 賃借料

付加価値率 = 付加価値額 ÷ 売上高 × 100

労働分配率 = 給与総額 ÷ 付加価値額 × 100

労働生産性 = 付加価値額 ÷ 常時従業者数

- (5) 数値、構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。1企業あたり増減率等については、単位未満を含めた計算値で掲載している。

統計表中の「-」は該当数字なし、「0」は単位未満のものである。また、「×」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。

なお、この秘匿によっても×が算出されるおそれがあるものについては、企業数が3以上でも秘匿した箇所がある。

3. 用語

- (1) 「常時従業者」とは有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用者と平成12年度末または最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいう。

「パートタイム従業者」とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、常時従業者のうち一般の社員より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が短い者をいう。

「（受入れ）派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約をもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいう。

- (2) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所（場所）を本社・本店としている。

- (3) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業活動によって区分している。

- (4) 「海外の事業所」とは、海外の支社、駐在所等をいい、海外現地子会社など別法人のものは含まない。

- (5) 「子会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社（子会社を通じて間接的に所有している孫会社を除く）、「関連会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の20%以上50%以下の出資をしている会社（子会社を通じて間接的に所有している孫会社を除く）をいう。

なお、関連会社数は複数の企業から出資を受けている場合、重複している。

- (6) 子会社・関連会社の新規保有

「分社化によるもの」とは、事業の一部を分割し、別法人にしたもの。

「企業の買収によるもの」とは、他企業の株式や資産の全部ないし50%超を所有し、その企業の支配権を掌握したもの。

「その他（上記以外）」とは、分割又は買収以外の理由（合併、新規事業による新設等）によって新設したもの。

- (7) 直接輸出額 自社名義で通関手続を行った輸出額
直接輸入額 自社名義で通関手続を行った輸入額
- (8) 「外注費」とは、製造原価、売上原価、営業原価等に計上した外注費の総額をいう。
- (9) 研究開発費
「自社研究開発費」とは、自社のための研究開発に係る人件費、原材料費、研究開発に係る有形固定資産の減価償却費、光熱費、消耗品費等の経費の総額をいう。
「委託研究開発費」とは、他の企業に委託した研究開発費の総額をいう。
「受託研究費」とは、他の企業から研究費として受け入れた総額をいう。
「有形固定資産のうち研究開発関連当期取得額」とは、有形固定資産の当期取得額のうち、研究開発関連の有形固定資産の購入、自家建設等による取得価額をいう。
- (10) 特許権等の「所有しているもの」とは、平成12年度末現在で、登録料等を継続的に支払っている件数。
「うち、使用しているもの」とは、自社所有のうち、他社への供与を含め、平成12年度末現在、使用している件数。
「うち、自社開発のもの」とは、自社所有のうち、他社への供与を含め、使用している件数のうち、自社で開発した件数。
特許権等の定義は次のとおり
特許権 発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権 物品の形状、構造、組合せの考案であり、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受入れ、技術の提供をいう。
「導入件数」及び「供与件数」とは、有償・無償の対価を問わず、平成12年度1年間における技術取引の契約の成立した総件数をいう。
「支払金額」及び「受取金額」とは、新規、継続を問わず、平成12年度1年間において、対価の受け取り、対価の支払いを行った金額の総額をいう。
- (11) 営業費用等の内訳は次のとおりである。
売上原価 売上高に対応する原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高等の原価
販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用
広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等の費用
情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電報、電話、郵便等の通信費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。
貸借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの貸借料。ただし、コンピュータの貸借料は「情報処理・通信費」に含まれる。
総給与額 平成12年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、期末賞与、退職金など）の総額で、税込みの金額である。
減価償却費 平成12年度1年間に有形固定資産の減価償却として計上された金額
荷造運搬費 鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料などの費用であり、委託費用も含む。
租税公課 固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金
支払利息・割引料 借入金利息、社債利息、受取手形の割引料等

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など
営業外費用 支払利息・割引料、有価証券売却損などの費用
支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(12) 「有形固定資産の当期取得額」は、平成12年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価額

(13) 「国内関係会社（子会社、関連会社及び親会社）への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式、社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、海外にある関係会社への出資金、関係会社の株式、社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

(14) 情報化の状況

「コンピュータ・ネットワーク」とは、企業内又は他の企業（複数の企業を含む）の複数のコンピュータ、もしくは1台の超大型機と多数の端末機をそれぞれ通信回線（特定、公衆、私設）等で結び、情報処理、データ交換、電子メールなど効率的な情報交換を行うシステムをいう。

「電子商取引（e-コマース）」とは、商取引（企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為）のうち、一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていることをいう。

(15) 「ストックオプション制度」とは、あらかじめ決められた価格で企業の従業員、役員等が自社株を取得できる権利をいう。

「持会社株」とは、他社の株式を投資のためでなく事業活動を支配するために所有している会社で、自らは事業を営まない経営形態をいう。

(16) 冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を除く）は「冠婚葬祭業」、遊園地（テーマパークを含む）は「遊園地」、物品賃貸業（リース業）は「物品賃貸業」と表現している。

4. 問い合わせ先

本件につき、質問等がありましたら下記あてにお問い合わせください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室
電話 03(3501)1831直通
FAX 03(3580)6320
E-Mail qqcebh@meti.go.jp